

第2回江別市障がい福祉計画等策定委員会議事録（要点筆記）

日時：令和5年7月31日（月）

午前10時00分～午前10時45分

場所：江別市民会館3階 37号室

出席委員数 9名（敬称略）

出席：鹿島 聡美、松本 拓生、佐藤 貴史、内館 佳子、松井 秀子、
近藤 弘隆、谷藤 弘知、赤川 和子、川岸 尚史

欠席：大久保 薫、川田 純、辻岡 雅子、伊藤 ひとみ

事務局：健康福祉部長 岩渕 淑仁、健康福祉部次長 四條 省人

子育て施策推進監 金子 武史（欠席）、子育て支援課長 宮崎 周

子育て支援課 主査 澤田 明子、子育て支援課 主任 田中 希保

障がい福祉課長 鈴木 知幸、障がい福祉課 主査 阿部 裕介

障がい福祉課 主事 野田 明日香

（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 課長 林 梢子

（株）サーベイリサーチセンター 北海道事務所 白川部 慶太

傍聴者 1名

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

（1）現行計画の進捗状況について

（2）団体ヒアリングの実施について

3 閉 会

○鈴木課長

（配付資料の確認）

（前回欠席した委員（鹿島委員）の紹介）

（今回欠席委員（大久保委員長、川田委員、辻岡委員、伊藤委員）の報告）

（7月1日の人事異動により、前回の委員会から変更があった事務局職員（健康福祉部長、子育て施策推進監）の紹介）

委員は13名中9名の出席報告。

要綱第5条第3項の規定により、本日の委員会は有効に成立しておりますことを申し添えます。

また、本日は大久保委員長が欠席でございますので、要綱第4条第5項の規定により、佐藤副委員長が職務を代理することとなります。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○佐藤副委員長

ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日、委員長が欠席となりましたので、代わりに私の方で進行させていただくことになりました。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

「江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱」第2条の規定では、傍聴希望者は委員長の許可を受けなければならないとなっております。

今回、傍聴希望者が1名いらっしゃいますので、入室を許可します。

（傍聴者入室）

○佐藤副委員長

ただいまから「第2回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開催いたします。

それでは、次第2の議事（1）現行計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

○阿部主査

現行計画の進捗状況について、障がいのある方の状況と併せて、お配りした資料に基づいてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。資料1は、「障がいのある方の状況について」の資料となります。

「（1）人口と障がい者数」についてであります。江別市における、身体障害、知的障害、精神障害の手帳の所持者数などの推移についてまとめたものになります。令和

4年度については、手帳所持者数は全体で8,127人であり、その内訳は、身体障がい者が5,627人、知的障がい者が1,418人、精神障がい者は1,082人となっております。総人口119,333人に占める割合は、身体障がい者は4.72%、知的障がい者は1.19%、精神障がい者は0.91%となっており、知的障がいと精神障がいの手帳を所持している方は増加傾向にあります。

次に、「(2) 身体障がい者」の手帳所持者の推移についてであります。1ページ・2ページが身体障がい者に関する記載となっております。等級別の推移については、横ばい傾向であり、令和4年4月時点においては、1・2級は48.8%を占めており、3級から6級の方は51.2%となっております。

障がい部位別の状況は、肢体不自由が2,930人、次いで内部障がい者が1,833人となっており、肢体不自由と内部障がいの方で84.7%を占めています。

年齢別の状況は、70歳以上が3,869人、次いで60歳から69歳が848人となっており、60歳以上が83.9%となっております。

次に3ページをご覧ください。「(3) 知的障がい者」の手帳所持者の推移についてです。令和4年4月の時点で、療育手帳の所持者は1,418人となっております。手帳の等級別では、A判定が457人、B判定が961人となっており、A・Bともに増加傾向にあります。年齢別の状況は、10歳から19歳が306人、20歳から29歳が292人、30歳から39歳が225人となっており、10代から30代までで、半数以上を占めています。

次に4ページをご覧ください。「(4) 精神障がい者」の手帳所持者の推移についてです。令和4年の時点で、手帳所持者は1,082人となっています。手帳の等級別では、2級が531人、次いで3級が463人、1級が88人となっており、3級の占める割合が年々増加しています。

このほか、手帳の有無にかかわらず自立支援医療（精神通院）制度を利用している人数は、令和4年4月時点で2,594人となっています。

手帳所持者の年齢別の状況は、令和4年4月時点では40歳から49歳が236人、50歳から59歳が222人、30歳から39歳が191人となっており、30代から50代までで、半数以上を占めています。

次に、18歳未満の障がいのある方に関する手帳所持者の推移です。子育て支援課からご説明いたします。

○澤田主査

5ページをご覧ください。「(5) 障がい児」について、人数の推移をご説明いたします。

令和4年4月時点の障がい児数は399人で、内訳は身体障がい児が60人、知的・精神障がい児が339人となっております。

全体の 85%が知的・精神障がい児となっており、身体障がい児数は年々減少傾向にあります。知的・精神障がい児数は年々増加しております。年齢階級別の人数及び構成比は表のとおりとなっております。障がい児数の推移については、以上になります。

○阿部主査

次に 6 ページをご覧ください。「(1) 難病患者」について、人数の推移を説明いたします。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の助成対象となる「指定難病」の対象疾病数は、令和 5 年 7 月現在で 338 疾病となっています。令和 5 年 4 月現在の難病患者数は 1,590 人であり、ここ数年は横ばい傾向にあります。

次に「(2) 特別支援学級設置状況」についてです。令和 5 年 5 月現在の特別支援学級数については、小学校が 61 学級、中学校が 28 学級、合計で 89 学級となっています。在籍児童・生徒数は、小学校が 254 人、中学校が 110 人、合計で 364 人となっています。特別支援学級数、在籍児童・生徒数は、ともに増加傾向です。障がい区分別の児童・生徒数については、小学校・中学校ともに知的と自閉症・情緒が多くなっています。

通級指導児童数は、増加傾向にあり、令和 5 年 5 月時点では 207 人の児童が利用しています。また、令和 4 年 4 月には、江別第二小学校に通級指導教室が新たに開設されました。

続きまして、8 ページをご覧ください。資料 2 の「1. 第 5 期障がい者福祉計画に関する進捗状況」についてです。第 5 期障がい者福祉計画の成果指標として、令和元年度の数値を基準とし、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間の目標を定めたものです。令和 2 年度から令和 3 年度の実績値については、記載のとおりとなっており、令和 4 年度の実績値については、現在、集計中につき空欄となっております。

項目の中ほどにあります、成果指標 7 の「障害児通所支援事業の利用により、児童の発達が進められたと感じる保護者の割合」の目標は、令和元年度と比較して、「維持」が目標となっており、その他の項目は何れも「上昇」が目標となっております。

具体的に数値を見てみますと、令和元年度の数値と比べて、著しく差がある項目は、成果指標 3 の「ボランティア活動の延べ実施人数」、成果指標 4 の「手話通訳派遣等社会参加を支援する事業の利用者数」、成果指標 13 の「障がい者スポーツ大会・教室参加数」、成果指標 14 の「視覚障がい者生活訓練事業参加人数」の 4 つであります。この 4 つの成果指標の実績値が低くなった理由は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うイベントの中止や、外出機会の減少などにより、低くなっております。

続きまして、9 ページをご覧ください。「2. 第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画に関する進捗状況」についてです。第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画は、令和元年度の数値を基準とし、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年

間の目標を定めたものです。

はじめに「(1) 施設入所者の地域生活への移行」についてです。令和元年度の数値である施設入所者 190 人に対して、令和 5 年度末には 186 人となるよう目標設定したところであります。また、施設入所者が地域生活へ移行する目標人数を令和 5 年度末までに 12 名と設定したところであります。令和 2 年度から令和 4 年度までの実績を、9 ページの下表に記載しております。令和 4 年度の実績値を見ていただくと、入所者数の削減目標である 4 人が達成されておりますが、地域生活への移行人数については、令和 3 年度に 3 人、令和 4 年度は 1 人で合計 4 人となっており、目標の 12 人に達していないことが分かります。理由としましては、施設に入所されている障がいのある方は、重度の方が多く、新型コロナウイルスの感染拡大により、新型コロナウイルスの重症化リスクの高い方の地域移行については、安全面や健康面の配慮により鈍化したものと考えております。

続きまして、10 ページをご覧ください。「(2) 福祉施設から一般就労への移行等」についてです。ここで、誤植がありますので、訂正させていただきます。下から 2 番目の「就労定着率が 8 割以上の事業所」の「目標値」の欄であります。こめじるし(※)以降の文面に「ころは、・・・」と記載されておりますが、「就労定着率とは、」の誤りです。訂正しお詫びいたします。

では、説明に戻ります。各項目の令和 4 年度実績、就労定着率が 8 割以上の事業所及び就労定着利用率は、現在、集計中となっております。令和 3 年度までの実績は記載のとおりですが、目標値に届いていない項目もございます。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、企業の経営が厳しい状況にあったことが考えられ、一般就労への移行も予想を下回る結果となっております。

続きまして、11 ページをご覧ください。「(3) 障がい児支援の提供体制の整備」についてです。担当の子育て支援課から説明いたします。

○澤田主査

「障がい児支援の提供体制の整備」についてご説明いたします。

「児童発達支援センター（市町村中核子ども発達支援センター）の設置」は、現行の計画における令和 5 年度の目標 1 箇所のところ、令和 5 年 7 月時点で 1 箇所となっております。

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」は、令和 5 年度の目標 4 箇所のところ、令和 5 年 7 月時点で 5 箇所となっております。

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所」とその下の「重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所」は、ともに令和 5 年度の目標 1 箇所のところ、令和 5 年 7 月時点でそれぞれ 1 箇所となっております。

「医療的ケア児支援のための協議の場の設定」につきましては、令和5年度の目標値が「有」のところ、令和5年7月現在で「有」となっており、いずれの項目も、令和5年7月現在で現行計画における令和5年度の目標を達成しております。障がい児支援の提供体制の整備について、ご説明は以上になります。

○阿部主査

続きまして、12 ページをご覧ください。「3. 障害福祉サービスの実績及び見込み」について報告します。はじめに「(1) 訪問系サービスの提供」についてです。

【サービスの概要】を記載した表の下に、令和2年度以降の見込量と実績が記載されております。訪問系サービスでは、どのサービスも概ね見込量と同等又は若干低い実績となっております。なお、「重度障害者等包括支援」は、利用者はおらず、現時点では、市内に指定事業者がなく、道内においても札幌市内に1か所のみとなっております。

続きまして、13 ページをご覧ください。「(2) 日中活動系サービスの提供」についてです。どのサービスも概ね見込量と同等若しくは上回る実績となっております。

「自立訓練（機能訓練）」については、利用者はおらず、市内に指定事業所もありません。

「就労定着支援」については、見込量を下回る実績となっております。就労定着支援サービスは、一般就労へ移行した障がいのある方が、一般就労を継続するために、就労定着支援サービスを提供する福祉事業所が就労先の企業との連絡調整などの支援を行うサービスであります。見込量を下回る実績となった一因として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、企業における雇用の有り方の変化や業績不安による雇用数の減少等が挙げられ、一般就労へ移行する方が予想よりも下回ったものと考えております。

続きまして、14 ページをご覧ください。「(3) 居宅系サービス」についてです。

「自立生活援助」は、利用者はおらず、現時点では、市内に指定事業者はありません。

「グループホーム」については、増加傾向にあるものの、見込量を下回っております。なお、令和4年度実績の279人のうち、市内でグループホームを利用している方は174人で、居住地特例による江別市以外での利用者は105名となっております。また、市内にグループホームは19か所あり、定員の合計は301人となっております。

「施設入所支援」については、先ほどもご説明しましたとおり、障がい者施策の方向性として、施設入所者を地域生活に移行することが掲げられております。年々減少することが目標となっており、当市も減少傾向になっております。

続きまして、15 ページをご覧ください。「(4) 相談支援」についてです。計画相談支援のサービスは、見込量と実績が、ほぼ同等の数値となっております。

「地域移行支援」については、先程ご説明した施設入所等から地域移行へという方向性のもとで利用者の目標設定を行いました。利用実績は無い状況となっております。

「地域定着支援」についても、同様に利用者はいない状況となっております。

続きまして、16 ページをご覧ください。「4. 障害児通所支援等の実績及び見込み」についてです。担当の子育て支援課からご説明いたします。

○澤田主査

「障害児通所支援等の実績及び見込み」についてご説明いたします。

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」の令和3年度・4年度実績は、利用人数、延べ利用日数ともに見込量を上回っております。

「医療型児童発達支援」は、令和3年度から令和5年度の現時点まで実績はありません。市内に利用できる施設が無く、近隣市町村を含めても利用できる施設が限られていることが一因と考えられます。

「居宅訪問型児童発達支援」の実績は、令和3年度の延利用日数において見込量を上回りましたが、令和4年度は、利用人数、延利用日数ともに減少し、見込量を下回りました。支給決定数は減少していないものの、利用児童の体調や状況の変化などにより利用が減少しております。

「障害児相談支援」は、令和3年度・4年度とも見込量を大幅に上回りました。令和4年度には市内に新規の相談支援事業所も開設し、保護者のニーズに対応しております。障害児通所支援等の実績及び見込みについては、以上になります。

○阿部主査

続きまして、17 ページをご覧ください。「5. 地域生活支援事業の実績及び見込み」についてご説明いたします。

地域生活支援事業の内容は17 ページに記載されており、18 ページと19 ページが見込量と実績となっております。地域生活支援事業では、概ね見込量と実績が同等程度となっておりますが、18 ページ中ほどの「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大により、障がいのある方の外出頻度などが減ったことにより、見込量を下回っております。

18 ページの下から2番目の「排泄管理支援用具」については、見込量を上回る実績となっております。「排泄管理支援用具」とは、直腸がんや膀胱がんで人工肛門や人工膀胱を造設した方が装着する「蓄便袋」や「蓄尿袋」のことです。身体障害者手帳の膀胱機能または直腸機能障害の方で、人工肛門や人工膀胱を造設した方は、一時的ではなく一生涯、人工肛門や人工膀胱であることから、手帳認定者の増加とともに、「排泄管理支援用具」の給付件数も増加しています。

19 ページに記載されております、一番上の「奉仕員養成研修事業」、上から5番目の「移動支援事業」、その5つ下の「レクリエーション活動等支援事業」につきましては、

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、養成研修の参加者の減少、障がいのある方の外出機会の減少、障がいのある方の交流イベントの中止などにより、それぞれ見込量に比べて減少となりました。なお、「奉仕員養成研修事業」の朗読奉仕員の修了者数が令和2年度と令和3年度は0人となっているのは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、研修自体が中止となったためであります。

続きまして、20ページをご覧ください。「6. 相談支援体制の実績及び見込み」についてです。

はじめに「(1) 相談支援等の提供」についてです。概ね見込量と実績が同等程度となっております。各項目についてご説明いたしますと、「相談支援体制の強化」については、自立支援協議会の相談支援部会などで勉強会を行い、相談支援員のスキルアップを図っております。

「相談支援窓口機能」については、江別市役所の障がい福祉課における体制についてであります。相談機能強化のため保健師、社会福祉士、精神保健福祉士を配置しております。

「指定特定相談支援事業所」については、障がいのある方を対象として障害福祉サービスの利用に当たり、サービスの利用計画の作成やサービス事業所との連絡調整などを実施する事業所のことであります。令和4年度時点で市内に12の事業所があります。

続きまして「(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」についてです。概ね見込量と実績が同等程度となっております。項目の上段の「障害福祉サービス等に係る研修への参加」につきましては、例としましては、障害支援区分認定調査員の研修会がございます。障害支援区分の認定調査は、障がいのある方が必要とする支援の度合いを総合的に判断するために、重要な調査となりますことから、市職員並びに市内の相談支援事業者の相談支援専門員の方が研修に参加しているところです。

私からの説明は以上です。

○佐藤副委員長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【質問・意見なし】

○佐藤副委員長

それでは、次第2の議事(2) 団体ヒアリングの実施について、事務局の説明をお願いします。

○阿部主査

団体ヒアリングの実施について、お配りした資料に基づいてご説明いたします。

資料の21ページをご覧ください。第1回策定委員会の際にもご説明したとおり、調査目的は、地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい者・障がい児を取り巻く現状や課題を聞き取りし、障がいのある方と地域のニーズを把握することを目的としております。

対象団体につきましては、前回の委員会の際に、委員がご参加されている団体については、当委員会において計画への要望や課題についてお聞きすることができることから、委員が参加されていない団体を対象とする旨をお伝えしておりましたが、本日欠席されている『江別身体障害者福祉協会』の辻岡委員から、自身は視覚障がいということもあり、そのほかの障がいのある方の状況を、詳細まで把握できていないことから、『江別身体障害者福祉協会』もヒアリングの対象にしていただけないか、と申し出がありました。

そこで、委員会の中でご審議をお願いしたいのですが、佐藤副委員長よろしいでしょうか。

○佐藤副委員長

ただ今、事務局から『江別身体障害者福祉協会』を団体ヒアリングに含めることについて、意見がありました。委員の皆さん、ご意見などはありますか。

○内館委員

『江別手をつなぐ育成会』の内館です。私たちの団体でも、会員の皆さん色々な意見がありますので、ヒアリングを実施していただけるのなら、ありがたいと思います。

○佐藤副委員長

『江別手をつなぐ育成会』からも同様にヒアリングの対象に追加してほしいとのご意見がありましたが、事務局の方で対応は可能でしょうか。

○鈴木課長

事務局としての対応は可能でございます。

○佐藤副委員長

では、『江別身体障害者福祉協会』と『江別手をつなぐ育成会』の2つの団体からの、ヒアリングの対象に含めてほしいという申し出について、委員の皆さま、よろしいでしょうか。何かご意見などあれば、お願いします。

【異議・意見なし】

○佐藤副委員長

皆さまの同意が得られましたので、『江別身体障害者福祉協会』と『江別手をつなぐ育成会』もヒアリングの対象に含めるということをお願いします。では、事務局にお返ししますので、説明を続けてください。

○阿部主査

ご審議いただきありがとうございました。それでは、『江別身体障害者福祉協会』と『江別手をつなぐ育成会』についてもヒアリングの対象団体に含めることとし、事務を進めてまいります。

説明を続けます。次に、主なヒアリング項目について説明いたします。「①各団体の活動状況と課題について」、「②保健、医療について」、「③生活環境の整備について」、「④生活支援について」、「⑤教育や保育について」、「⑥雇用や就労について」、「⑦障がいへの理解や交流について」、「⑧計画への要望について」の計8項目としており、資料22ページから23ページの用紙を使用して、ヒアリングを実施し、22ページの用紙が、障がい者団体向けで、23ページがボランティア団体等の支援団体向けとしております。

なお、この用紙に記載のないヒアリング項目であっても、各団体からの意見等について聞き取りをさせていただくこととしております。また、ヒアリング項目には記載しておりませんが、強度行動障害のある方への支援ニーズや、医療的ケアを必要とする方への支援ニーズを把握したいため、ヒアリングの中で関係団体に聞き取りを行いたいと考えております。以上で説明を終了します。

○佐藤副委員長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○赤川委員

先ほど、ヒアリング実施団体が2つ増えたことについて、とても良いことだと感じました。ヒアリング調査を実施した後、色々な要望が出たり、現状が分かることかと思いますが、それをどのように計画策定に生かしていくのか、今までの例で良いので教えてください。

○阿部主査

障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては、その基本計画の目標に対して、

数値目標などを定めたものであります。各関係団体からヒアリングを実施することによって、何か足りないサービスがあるとか、必要としている支援は何なのかなど、そういったことを事務局・江別市として把握し、計画に反映させていきたいと考えております。

例えば今回、国の指針の中で、強度行動障害がある方について、支援ニーズを把握するよう指示がありました。関係団体から意見を聞き、足りない支援等について把握するためにヒアリングを実施するものであります。ヒアリングを行っていき、計画に反映できるものについては反映していきたいと考えております。

○赤川委員

各団体から色々な要望や困っていることなど、意見が出てくると思いますが、ヒアリング結果は、一般の市民に対しても広く公開されるものなののでしょうか。

○阿部主査

ヒアリング内容の結果については、まとめたものを今回策定する計画書の中に記載いたします。

○佐藤副委員長

他に、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

○鹿島委員

ヒアリングについて、8月から実施するということですが、自立支援協議会はヒアリング対象ではないのでしょうか。

○阿部主査

自立支援協議会もヒアリングの対象です。今回の策定委員会には、自立支援協議会の各部長の方々に委員になっていただいておりますが、各部長には部長のほかにも会員の方がいらっしゃいますので、自立支援協議会の各部長もヒアリングの対象としております。

○鹿島委員

ヒアリングの日程は、もう決まっているのでしょうか。

○阿部主査

現時点ではまだ日程は確定していません。8月の初旬に各団体に日程調整を行っていきます。新型コロナウイルス感染症の状況により対面で集まることが難しい場合は、団

体の希望によってはアンケート調査になる可能性もありますが、基本的には対面でのヒアリングを実施する予定です。

○鹿島委員

自立支援協議会の事前の打ち合わせの中では、今回、計画策定のヒアリングのために、自立支援協議会として話し合いの場を設定しなくても良いと聞いていましたので、8月と9月の予定を既に組んでしまっています。

ヒアリングを実施するのであれば、予定している8月と9月の内容を変更して、ヒアリング対応の準備をした方が良いという意味でしょうか？

○阿部主査

この件について、障がい福祉課に持ち帰らせていただき、自立支援協議会の担当者に確認させていただきます。確認後、改めて鹿島委員にご回答させていただきます。自立支援協議会に負担の掛からないように対応していきたいと考えています。

※鹿島委員への回答内容は、議事録の最下段に記載。

○佐藤副委員長

他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【意見・質問なし】

○佐藤副委員長

それでは、団体ヒアリングの実施について了承があったものとさせていただきます。

本日の議事は全て終了しました。全体を通してご意見、ご質問がございましたらお受けいたします。

【意見・質問なし】

○佐藤副委員長

それでは、事務局からの連絡をお願いします。

○阿部主査

事務局から事務連絡です。第1回策定委員会にご出席された委員の皆様で、報酬対象となられている方へは、7月24日にお振込みをいたしましたので、ご確認をお願いいたします。

次に、第3回策定委員会についてですが、団体ヒアリングを実施後の10月中に開催を予定しております。次回の策定委員会では、計画素案をお示しし、内容についてご審議いただく予定です。9月に入りましたら、委員の皆様へ電子メールや通知文により、日程調整のご案内をいたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

○佐藤副委員長

ただ今の説明について、ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

【意見・質問なし】

○佐藤副委員長

以上で、本日協議する議事はすべて終了しました。どうもありがとうございました。

※鹿島委員への回答内容

○事務局

計画策定に係る団体ヒアリングについて、前回の令和2年度は、自立支援協議会の定例会で実施させていただいておりますが、今回は定例会での実施は想定しておらず、他の団体同様にヒアリングの場を設けさせていただき、各部会からのご意見等をヒアリングしたいと考えております。